

## 第15回全世代型社会保障構築会議 提出意見

31/Oct/2023 構成員 香取 照幸

本日外せない先約用務があり、第15回全世代型社会保障構築会議に出席できませんので、お許しをいただいて、文書にて本日プレゼンいただく各団体への質問を行います。

## 1 経済3団体への質問

3団体の提出資料、拝読いたしました。それぞれのお立場からのご意見、個別の改革提案には首肯できるものも多々ありましたが、議論の前提となる社会保障制度に対する理解について、気になる点がありましたので、各団体のご所見を伺いたしたいと思います。

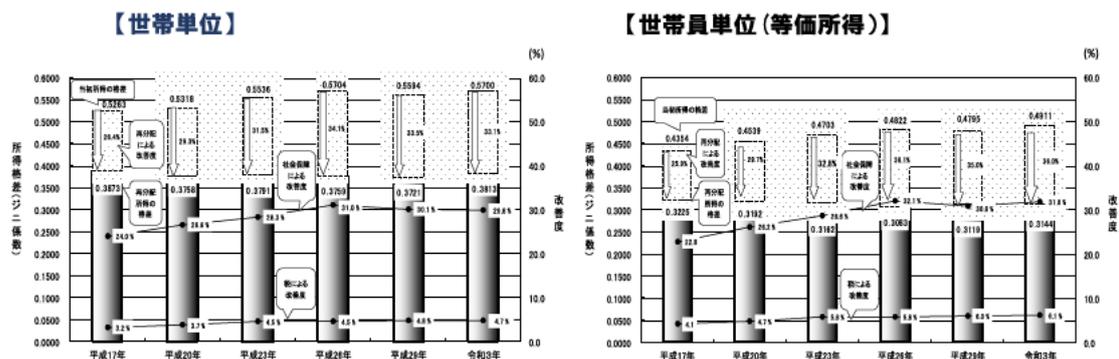
① 社会保障が果たしている「給付面」での役割について、どのようにお考えでしょうか。

釈迦に説法で恐縮ですが、社会保障は給付と負担の両面で成り立っており、マクロ経済、企業、家計、いずれとの関わりもこの両面から考える必要があります。

負担の裏側には必ず給付があります。給付が果たしている機能・役割を考えずに負担についての議論のみを進めることはできないと思います。

社会保障の大きな機能役割の一つが、再分配・格差の是正です。所得再分配調査によれば、わが国の再分配前のジニ係数は拡大傾向にあり、市場における分配所得(当初所得)の格差は拡大しています。他方、再分配後の所得(再分配所得)のジニ係数は一定水準に抑えられており、その効果の大半は社会保障です。

## 日本のジニ係数の推移：令和3年所得再分配調査



**当初所得(市場で分配された所得)のジニ係数は拡大傾向にある=社会の格差は拡大しているが、再分配所得(税・社会保障による再分配後の所得)のジニ係数は概ね一定に保たれており、かつ、改善への寄与度は社会保障による効果の方が圧倒的に大きい。すなわち、社会保障制度がこの国の格差拡大を押しとどめている。**

格差の拡大抑制は社会の安定・持続的成長を支える最も重要な政策課題の一つです。

負担の抑制を重視するあまりに、社会保障の持つ再分配機能を弱めてしまえば、格差拡大によって中間層の崩壊を招くことにもなりかねず、全世代型社会保障の構築にも、また本日の意見陳述の中にもある「分厚い中間層の形成」に逆行することになるのではないのでしょうか。

② 現役世代の可処分所得の確保という観点から社会保険料の増大抑制を主張されていますが、所得階層別の社会保障の負担と給付の関係についてはどのように考えておられますか。

①でも述べたように、社会保障の負担は見合の給付と合わせて考える必要があります。

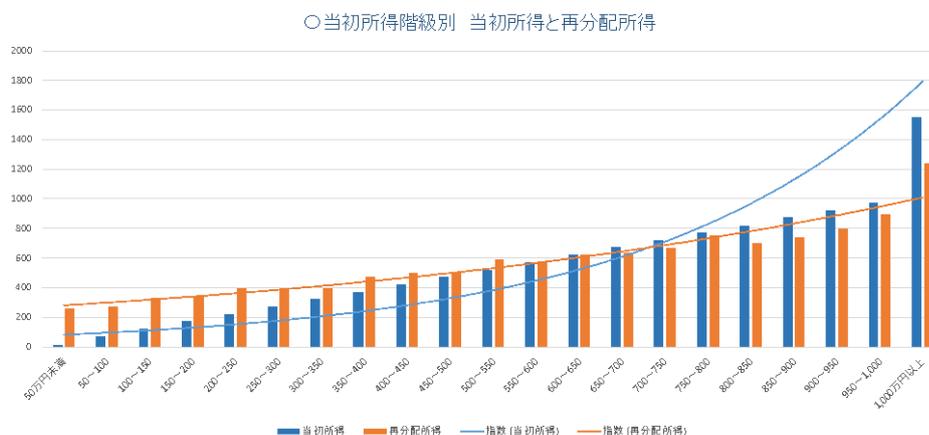
社会保障の負担(税・保険料負担)は基本的に応能負担(定率)ですので、高所得層がより多く負担します(これは消費税も同じ)。他方給付は「必要に応じて」提供されますから、所得の多寡によりません。実際、特に医療などの現物給付は所得階層によって給付に有意の差がなく、比較的等しく給付が提供されています。

つまり、給付と負担、両面で見れば、所得の高い層は負担の方が大きく、中低所得層は給付の方が多くなります。これが「再分配」の一つの機能です。

(ちなみに、フランスの歴史経済学者トマ・ピケティは、その著書「21世紀の資本」の中でこのように述べています。

「現代の所得再分配は、金持ちから貧乏人への所得移転を行うのではない。(中略)むしろ、おおむね万人にとって平等な公共サービスや代替所得、特に保健医療や教育、年金などの分野の支出をまかなう、ということなのだ。」

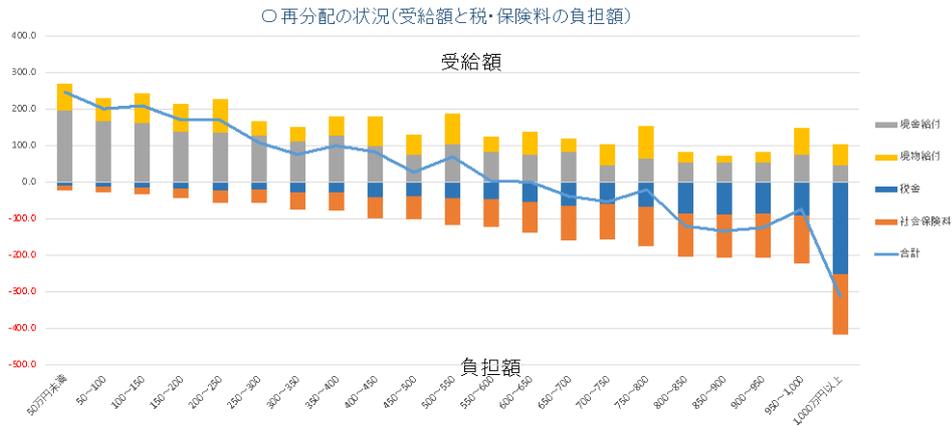
## 社会保障の所得再分配機能 1



概ね年収600万円以下の世帯では、当初所得を再分配所得が上回る。  
すなわち、中・低所得者層は、社会保障による給付が税・社会保険料負担を上回っている。

(出典：令和3年 所得再分配調査 (厚生労働省))

## 社会保障の所得再分配機能 2



社会保障の給付は現金給付だけではない。医療や保育などの現物給付(サービス)も大きな割合を占めている。  
社会保障の負担は所得に比例して大きくなるのに比して、社会保障の給付(特に現物給付)は所得階層による差が小さい。

(出典：令和3年 所得再配分調査(厚生労働省))

なので、もし社会保険料負担を削ってそれに見合った給付の抑制を行う、つまり社会保障の機能を弱める改革を行えば、負担については高所得層がより多くの軽減の恩恵を受け、給付の方は中低所得層も含めて薄く広く(等しく)削減されることとなりますから、結果的に保険料負担軽減の恩恵は高所得層(と企業)がより大きく受けることになります。

この点について、どのようにお考えなのでしょうか。

現役世代の可処分所得の確保は、賃金の引き上げ(市場での付加価値分配の見直し)で行うのが王道ではないでしょうか。

この点こそが、この国経済再生・持続的成長の実現のために企業が果たすべき大きな役割の一つではないかと思うのですが。

なお、経団連の資料11ページにある、

「給付に対する高齢者の負担は5%に止まる」という記述は誤りだと思います。

年金は長期給付であり、現役期に保険料を負担し高齢期に給付を受ける仕組みです。年金受給者は給付に見合う負担をすでに現役期に行なっています。にもかかわらずそれをカウントすることなく「高齢者の負担が小さい」と記述することは正しくありません。

## 2 連合への質問

資料拝読いたしました。

2 ページにある「(参考)連合が目指す姿～年金～」ですが、この図(連合案)は、旧民主党が政権交代前に主張され、政権に就いた後に事実上放棄した「一元的年金制度」の図と基本的に同じです。

往時の事実経緯に鑑みれば、旧民主党の一元的年金制度案は「実現不可能な案」として与野党合意によって事実上放棄されたものなのですが、連合はその案をご主張されるという理解でよろしいでしょうか。